

公益財団法人

静岡県腎臓バンクだより

—号外—

あなたの腎臓を未来にひきついでみませんか



4月1日

財団法人から公益財団法人へ移行

さらなる発展のため
新たなスタート！



理事長

鈴木 和雄

静岡県腎臓バンクは昭和61年5月に財団法人として設立され、静岡県における腎臓移植の普及・啓発に取り組んで参りました。この度、明治29年の民法制定以来、初めての大改革といわれる公益法人制度改革が行われ、新制度が平成20年12月から施行されました。

従来の公益法人制度では、寄附税制（寄附金を所得金額から控除出来る制度）を受けられるのは、特定公益増進法人という法人だけでした。しかし、今回の新制度では、公益法人と一般法人のふたつに分類され、公益法人は従来の特定公益増進法人に該当することになり、寄附税制を受けられるようになりました。すなわち、本年4月1日から個人、法人ともに、新たな公益財団法人の認定を受けた静岡県腎臓バンクへご寄附いただく場合、所得金額から寄附金を控除出来るようになりました。（裏面参照）

今後とも、皆様のご支援を賜り、静岡県における腎臓移植の更なる発展に向けて尽力していく所存です。ご協力の程、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

公益財団法人ってどんな団体？

不特定多数の利益の増進に寄与し、公益を目的とする法人であるということ。

民間非営利団体部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、従来の公益法人制度の問題点を解決するため改革が進められた結果、新制度の法律が平成20年12月1日に施行されました。

従来の社団法人、財団法人は施行後5年以内に新制度の公益（社団、財団）法人、一般（社団、財団）法人のいずれかに移行しなければなりません。静岡県腎臓バンクは、新制度の根拠となる3つの法律と政令、府省令、ガイドラインに基づいた厳しい条件を満たし、「静岡県公益認定等審議会」の審議を経た後、県知事から公益財団法人の認定を受け、平成22年4月1日から新たなスタートを切りました。



▲静岡新聞 3月19日掲載

腎臓バンク
静岡県下で公益認定第一号

～寄附税制について～

国 税

①個人が公益財団法人静岡県腎臓バンクに対して寄附をした場合には、

その寄附額から 5,000 円を差し引いた額をこの個人の所得から控除できる。

注) 寄附額は、その個人の所得の 40%相当額が限度。

②法人が公益財団法人静岡県腎臓バンクに対して寄附をした場合には、

(所得金額の 5% + 資本金等の額の 0.25%) × 1/2 を限度として損金算入

注) 平成 20 年度税制改正において、2.5%から 5.0%に拡充。

地方税

①都道府県又は市町が条例により指定した寄附金が寄附優遇措置の対象寄附金

②以下の金額を**個人住民税の額から控除**

ア、静岡県が条例で指定した寄附金・・・

(寄附金額 - 5,000 円) × 4%

イ、市町が条例で指定した寄附金・・・

(寄附金額 - 5,000 円) × 6%

※静岡県及び市町から重複して指定された寄附金は (寄附金額 - 5,000 円) × 10%

注意

- 1) 優遇の対象となる寄附金は、その個人の所得の 30% 相当額が限度。
- 2) 平成 22 年 1 月 1 日以降の住民税について適用。
- 3) 寄附優遇指定の適用を受けるためには寄附者が確定申告等を行うことが必要。
- 4) 公益財団移行により、今後、静岡県及び市町から条例による指定を受ける。
- 5) 静岡県及び市町から条例による指定を受けた旨の領収書を寄附者に発行する。



副理事長 加藤 正明

父、加藤俊助が力を注いで来た腎臓バンクがこのほど公益財団法人の認定を受けたとのこと、大変うれしく思います。ライオンズクラブの皆様を始め皆様のお力添えにより腎臓バンクの発展があります。今後とも腎臓バンクをお引立ていただきますようお願い申し上げます。



副理事長 指出 昌秀

1、腎臓移植の普及促進
2、腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発を事業の目的に新たな公益財団法人静岡県腎臓バンクが発足します。今まで以上に県民の皆様の健康に寄与してまいりますので、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

評議員名簿 50 音順

池田誠、岡田典之、長田純男、近藤孝、坂本豁、竹内睦雄、平井正晴、宮地邦彦、山田起男、渡辺忠昭、

役員 (理事及び監事) 名簿 50 音順

理事長：鈴木和雄、
副理事長：加藤正明、指出昌秀、
執行理事：大田原佳久、土屋次義
理事：明石文吾、赤池静江、大石滋、尾崎行雄、
神原啓文、小里広、篠原幹男、高橋操夫、
竹内浩視、田村俊彦、土肥七三、中村達、
花井博一、牧田正裕、山下冴子、
監事：小野昭二、田辺益己

発行 平成22年4月
責任者 理事長 鈴木和雄
住所 〒431-3192 浜松市東区半田山1-20-1
電話 053-435-3175 e-mail jinbank@process.co.jp